（裏）

意見の聴取に際しての留意事項

1　あなたが意見の聴取に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を意見の聴取の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、意見の聴取の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を国家公安委員会に提出してください。

2　意見の聴取の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、意見の聴取の件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日の前日までに主宰者に提出して許可を受けてください。

3　参考人として意見の聴取の期日に出頭させたい者がある場合には、意見の聴取の件名、その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、意見の聴取の期日の前日までに主宰者に提出してください。

4　あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、国家公安委員会に対し、変更申出書により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができます。

5　あなた又はあなたの代理人が意見の聴取の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

意見の聴取の主宰者	職　名 氏　名 連絡先
意見の聴取の公開の有無	

別記様式第７号（第８条関係）

意見の聴取 期日 場所 変更申出書

年　　月　　日

国家公安委員会　殿

住所

氏名　　㊞

年　　月　　日に　　において行われる意見の聴取の

期　日
場　所　については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

記

意見の聴取の件名	
理　　由	

記載要領

1　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2　不要の文字は、横線で消すこと。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。